

平成29年1月20日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成28年(レ)第11号 不当利得金返還請求控訴事件

(原審・宮崎簡易裁判所平成27年(ハ)第421号)

口頭弁論終結日 平成28年11月11日

判 決

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

控 訴 人	ア コ ム 株 式 会 社
同代表者代表取締役	木 下 盛 好
同訴訟代理人弁護士	兒 島 聖 司
	古 瀬 梓
	藤 本 創
	利 光 洋

宮崎市

被 控 訴 人	
同訴訟代理人弁護士	宮 田 尚 典
	速 水 渉

主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 控訴人は、被控訴人に対し、50万0165円及びうち32万1401円に対する平成27年8月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1, 2審とも控訴人の負担とする。
- 5 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要等

1 本件事案の概要

- (1) 本件は、貸金業者である控訴人との間で継続的に借入れ及び弁済を繰り返していた被控訴人が、利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると過払金が発生しており、かつ、控訴人は過払金の取得が法律上の原因を欠くものであることを知っていたとして、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金元金32万1481円及び平成27年8月27日までの民法704条前段所定の利息（以下「法定利息」という。）17万8808円の合計50万0289円並びに過払金元金に対する同月28日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による法定利息の支払を求める事案である。
- (2) 原判決が被控訴人の請求を認容したところ、控訴人が同判決を不服として、本件控訴を提起した。

2 前提事実（証拠等の掲記のない事実は争いがない。なお、証拠を掲げる際、枝番については、「甲1の(1)」の要領で記載する。以下同じ。）

- (1) 控訴人は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下「旧貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である（弁論の全趣旨）。
- (2) 被控訴人は、控訴人との間で、平成7年7月13日から平成17年10月20日までの間、別紙「過払金計算書」の「年月日」欄記載の日に、同「借入金額」欄記載の金額の金員を借り入れ、同「返済額」欄記載の金額の金員を弁済することによって、継続的な取引（以下「本件各取引」という。）を

行った（甲1の(2)、乙1）。なお、別紙「過払金計算書」の番号175及び176には、平成16年4月30日に、49万1931円の弁済及び借入れがあった旨の記載があるが、これは、下記(4)のとおり、同日、控訴人及び被控訴人の間に一定の合意がされたことに伴うもので、実際に金銭の授受があったわけではない（弁論の全趣旨）。

(3) 基本契約の締結等

本件各取引を開始するに際し、被控訴人は、平成7年7月13日、控訴人との間で、以下の約定で、継続的に金銭の借入れと弁済が繰り返される金銭消費貸借に係る基本契約（以下「本件基本契約」という。）を締結した（乙7（枝番を含む。））。

ア 借入利率

実質年率28.470%

イ 借入利息計算方法

借入残高×借入利率÷365日×各回の利用日数

ウ 遅延損害金

年率36.50%

エ 遅延損害金計算方法

借入残高×遅延損害金利率÷365日×各回の返済期日後の経過日数

オ 各回の返済金額（元利合計金額）

(ア) 借入金額10万円以下の場合

4000円以上

(イ) 借入金額20万円以下の場合

8000円以上

(ウ) 借入金額30万円以下の場合

1万2000円以上

(エ) 以下、借入金額が10万円増すごとに4000円を返済金額に追加

カ 各回の返済期日

(ア) 初回返済日

借入の翌日から起算して35日以内

(イ) 第2回目以降の返済期日

約定返済金の支払をした日の翌日から起算して35日以内

キ 期限の利益の喪失

被控訴人が、本件基本契約に基づく返済を怠った等の事態が生じ、控訴人が必要と認める場合は、控訴人からの通知、催告がなくても、被控訴人は控訴人に対する一切の債務について、当然に期限の利益を失い、残債務全額を直ちに支払うものとする。

(4) 和解契約の締結等

ア 控訴人と被控訴人は、平成16年4月30日、以下の内容を含む和解契約（以下「本件和解契約」という。）を締結した（乙2、弁論の全趣旨）。

(ア) 本件基本契約に基づく被控訴人の残債務が、50万3983円（元金49万1931円、同日時点の利息1万2052円）であることを確認する。

(イ) 被控訴人は、控訴人に対し、上記残債務のうち49万1931円を平成16年5月6日以降、毎月6日限り5000円ずつ、99回にわたって支払う（最終回である平成24年7月6日は1931円を支払う。）。

(ウ) 控訴人は、被控訴人に対し利息1万2052円を放棄する。

(エ) 上記で定めるほかに、控訴人と被控訴人との間に、本件基本契約に関して何らの債権債務が存しないことを確認する。

イ 被控訴人は、本件和解契約締結に当たって代理人を選任することなく自身で交渉に当たった。また、控訴人は、被控訴人に対し、本件和解契約締結前に取引履歴を開示しなかった。

（以上、甲2、被控訴人本人、弁論の全趣旨）

ウ 本件各取引について利息制限法の制限利率により引き直して計算すると、平成16年4月30日時点で、20万円を超える過払金が発生していた（甲1の(2)、乙2、弁論の全趣旨）。

(5) 被控訴人は、平成27年8月27日、宮崎簡易裁判所に本件訴訟を提起した（顕著な事実）。

(6) 控訴人は、平成27年11月19日の原審第1回弁論準備手続期日で陳述された「第1準備書面」と題する書面において、本件各取引により生じた過払金返還請求権について、消滅時効を援用するとの意思表示をした（顕著な事実）。

3 主な争点及びそれらに対する当事者の主張

(1) 和解契約の効力（争点1）

（控訴人の主張）

ア 本件和解契約の確定効により、控訴人の被控訴人に対する49万1931円の貸金債権が確定した結果、本件和解契約成立後の被控訴人の弁済は、法律上の原因に基づくものであり、不当利得とはならない。

イ 本件和解契約には、包括的な清算条項が設けられているし、また和解契約の確定効により貸金債権の存在が認められた以上、これと矛盾する過払金の存在は否定されるべきであるから、本件和解契約成立時点で被控訴人の控訴人に対する過払金返還請求権が発生していたとしても、本件和解契約の成立により既に消滅している。

（被控訴人の主張）

本件和解契約は、以下のとおり無効である。

ア 本件和解契約成立時点において、過払金元金22万8212円、法定利息5269円が生じていたにもかかわらず、本件和解契約は、被控訴人の控訴人に対する50万3983円の支払義務が存することを確認している。また、控訴人は、本件和解契約締結の際に、被控訴人に取引履歴を全く開

示していないし、利息制限法所定の利息による引直し計算もしていない。よって、上記支払義務の確認条項は、利息制限法に反するものとして公序良俗に反し無効である。そうすると、本件和解契約は、上記清算条項を含め、全体として公序良俗に反し無効である。

イ 上記の事情より、被控訴人は、控訴人に返済すべき貸金元金があるものと誤信して本件和解契約を締結したのであるから、本件和解契約は、被控訴人の錯誤により無効である。

(控訴人の反論)

ア 本件和解契約成立当時、控訴人による旧貸金業法43条所定のみなし弁済の主張は、裁判上も認められていた。また、求められてもいないのに、取引履歴や利息制限法所定の利息による引直し計算の結果を開示する法律上の義務はない。さらに、過払金返還請求権を現実に行使するかどうか等は、借主がその自由な意思で決めることができるのであるから、本件和解契約を締結した結果が、利息制限法の適用結果と一致しないとしても、そのことで直ちに、本件和解契約が無効となるはずがない。

イ 控訴人は、資金繰りに窮した被控訴人からの要請を契機として互いに十分に話し合い、譲歩して、本件和解契約を締結したのであるから、本件和解契約が錯誤により無効となる余地はない。

(2) 消滅時効の成否 (争点2)

(控訴人の主張)

ア 控訴人と被控訴人は、平成16年4月30日、本件基本契約を合意解約した上で、その時点での約定元金のみを将来利息なしで99回の分割弁済する内容の本件和解契約を事実として締結したのであり、本件和解契約の法的な有効性如何にかかわらず、遅くとも同日時点で、控訴人は、被控訴人への新たな貸出しを停止する措置を取り、かつ、被控訴人も新たな借入れを受けることができなくなったことを十分に認識していたのであるから、

同日時点で、過払金を新たな借入金債務への充当の用に供するという趣旨を含んだ過払金充当合意が存在するなどということは、事実としても法的評価としてもあり得ない。

イ また、控訴人は、本件和解契約締結に先立つ平成16年2月3日の時点で、被控訴人に対し貸出停止措置を行い、被控訴人もその事実を同月5日には知っていたのであるから、同日時点で、時効障害事由である過払金充当合意は解消されていたと考えられる。

ウ よって、平成16年4月30日時点で発生していた過払金返還請求権は、平成26年4月30日の経過をもって時効により消滅している。

また、本件和解契約締結後の平成16年5月6日から平成17年8月6日までの弁済により生ずる不当利得返還請求権も、訴え提起日である平成27年8月27日までに消滅時効が完成している。

(被控訴人の主張)

本件和解契約は無効であるから、本件基本契約に含まれる過払金充当合意はそのまま残っており、これを否定するには、当該合意の内容と「異なる合意が存在するなど特段の事情」が必要である。そして、「特段の事情」があるといえるためには、少なくとも、基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれなくなったことを借主が明確に認識すること、言い換えれば、基本契約に基づく新たな融資を申し込んでも貸主によってそれが拒絶される状況にあるということを借主が明確に認識することが必要である。本件では、被控訴人が、上記のような状況を明確に認識していたと認定するには不十分な事実や証拠しか存しないというべきであり、上記「特段の事情」は存しない。したがって、被控訴人の過払金返還請求権の消滅時効は完成していない。

(3) 遅延損害金利率適用の可否 (争点3)

(控訴人の主張)

被控訴人は、平成12年12月25日の返済期日以降、平成17年10月

6日の返済期日までの間、別紙「返済遅滞一覧」のとおり、数回にわたり、約定の返済期日（本件和解契約締結以降は、本件和解契約に基づく返済期日）を徒過して弁済を行っている。控訴人は、顧客が約定の期限を徒過しても、遅延損害金を含め約定返済金全額の弁済を行った場合、その時点から再度期限の利益を付与する扱いをしており、被控訴人が返済期日を徒過した場合も、約定に従った遅延損害金を受領していた。なお、控訴人は、他の顧客に対するのと同じく、被控訴人に対しても、当時の約定に基づいて発生した遅延損害金を明細書に記載して交付している。

よって、控訴人は、利息制限法の制限利率の範囲内で、別紙「返済遅滞一覧」記載の各返済期日の翌日から実際の各弁済日までの遅延損害金を収受できる。

（被控訴人の主張）

争う。控訴人は期限の利益を付与している。

(4) 控訴人は「悪意の受益者」（民法704条）に当たるか（争点4）

（被控訴人の主張）

控訴人は、悪意の受益者である。控訴人の旧貸金業法に関する主張は、最高裁平成23年12月1日第一小法廷判決・裁判集民事238号189頁（以下「平成23年最高裁判決」という。）によって、既に否定されているものである。

（控訴人の主張）

ア 本件基本契約の契約書及び個別融資時の明細書を併せれば、旧貸金業法17条の要件は満たされていた。また、被控訴人から弁済を受ける都度に交付していた明細書には旧貸金業法18条1項所定の記載事項が全て記載されていたのであるから、控訴人は、被控訴人との取引当時、旧貸金業法43条1項の適用があるものと認識していたのであり、かつ、このような認識に至ったことについては、やむを得ないといえる特段の事情があった。

したがって、控訴人は「悪意の受益者」ではなく、善意の受益者である。

イ 控訴人は、本件和解契約を有効と信じ、被控訴人から和解金の弁済を受けたのであるから、これについて、控訴人が悪意とされる理由はない。貸金業者による制限利率を超過した利息の受領について悪意を推定した判例は、本件のような和解契約に基づく取引には妥当しない。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（和解契約の効力）について

(1) 錯誤無効の主張について

ア 和解契約において「争いの目的である権利」について合意された内容は、後にこれが真実と異なっていたことが判明しても民法696条により和解契約の効力を否定されることはなく、その限りで民法95条は適用されない。

イ そうすると、本件和解契約の「争いの目的である権利」に過払金返還請求権の存在やその額が含まれるか否かが問題となるところ、本件和解契約の内容（前記前提事実(4)ア）及び取引履歴（甲1の(2)、乙1）によれば、本件和解契約は、控訴人と被控訴人との間で、被控訴人において約定利率による債務を支払うべきであることを前提としつつ、その残額（元金49万1931円、利息1万2052円の合計50万3983円）を確認した上、控訴人において利息部分のみ放棄することとして、元金部分の支払方法について当事者間で合意したものであるといえ、過払金返還請求権の存在がその前提にはなっていないことが明らかである。加えて、前記前提事実(4)イのとおり、本件和解契約締結時、被控訴人に対して取引履歴は開示されておらず、また、被控訴人が弁護士等の専門家に相談した事実も認められないなど、被控訴人において本件和解契約締結時に過払金の存在について検討した形跡が見当たらないことも踏まえると、本件和解契約における「争いの目的である権利」に過払金返還請求権の存在及びその額が含ま

れるとは認められない。

ウ 本件和解契約は、上記イのとおり、被控訴人において約定利率による債務を支払うべきことを前提に締結されているところ、かかる和解においては、利息制限法1条1項所定の制限利率に引き直して計算をした結果、過払金返還請求権が発生しているか否かは重要な要素であって、この点の錯誤は要素の錯誤に該当するというべきである。そして、被控訴人は、上記のとおり、約定利率による債務を支払うべきことを前提に、現実には20万円以上発生していた過払金（前記前提事実(4)ウ）の存在について認識することなく本件和解契約締結の意思表示を行っていることから、その動機に錯誤があったものと認められ、かつ、上記動機は、本件和解契約の内容に照らし、黙示的に控訴人に表示されて法律行為の内容となっているものと認められる。

(2) 控訴人は、その他縷々主張するも、いずれも錯誤に関する上記判断を覆すのに足るものではなく、本件和解契約は、その余の被控訴人の主張について判断するまでもなく、錯誤により無効である。

2 争点2（消滅時効の成否）について

(1) 基本契約による継続的な金銭消費貸借取引について、当該基本契約が、これに基づく借入金債務につき制限超過部分の利息の弁済により過払金が発生した場合には、弁済当時他の借入金債務が存在しなければこの過払金をその後発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意（以下「過払金充当合意」という。）を含むものであったのであれば、一般に、当該合意には、基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれる限り、借主は、過払金が発生してもその都度その返還を請求することはせず、これをそのままその後発生する新たな借入金債務への充当の用に供するという趣旨が含まれているものと解するのが相当である。そうすると、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引により発生した過払

金返還請求権の消滅時効は、過払金返還請求権の行使について上記内容と異なる合意が存在するなどの特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から進行するものと解される（最高裁平成21年1月22日第一小法廷判決・民集63巻1号247頁（以下「平成21年最高裁判決」という。））。

(2) 控訴人は、①平成16年2月3日の時点で、被控訴人に対し貸出停止措置を行い、被控訴人もその事実を同月5日には知っていたのであるから、同日時点で、過払金充当合意は解消されていた、②本件和解契約締結により、その法的な有効性如何にかかわらず、被控訴人への新たな貸出しを停止する措置を取り、かつ、被控訴人も新たな借入れを受けることができなくなったことを十分に認識しているのであるから、もはや過払金充当合意は存在しなくなった、などと主張する。

(3) そこで、まずは、上記(2)①について検討するに、控訴人作成の与信設定履歴データ（乙61）の記載によれば、平成16年2月3日、控訴人が被控訴人に対する与信枠を50万円から0円に変更したことがうかがえ、現に、前記前提事実及び証拠によれば、本件各取引のうち、平成16年2月5日に被控訴人が控訴人に対し2万円を弁済した以降、被控訴人の受け取るATM明細書の利用可能額欄が「*」に変わっていること（乙10・170頁以下）、被控訴人もATMから借入れをすることができなくなったことは認識していたこと（被控訴人本人尋問37項、弁論の全趣旨）、同日以降、被控訴人は、控訴人に対し弁済をするのみで借入れをしていないこと（前記前提事実(2)）が認められる。

これらを踏まえ、控訴人は、被控訴人が、同日時点で、もはや新たな借入れを受けることができなくなったことに気付かないはずがなく、過払金充当合意は解消されている旨主張する。

しかし、借主である被控訴人において、上記のようなATM明細書の利用可能額欄が変更され、ATMからの借入れもできなくなったことについて、

同日時点では新たな借入れをすることができないことは認識していたと認められるものの、本件全証拠を踏まえても、これを超えて、このような状況がいかなる場合に解除され、いかなる場合に解除されないかが具体的に認識されていたとは認められない。

そうすると、上記(2)①の事情でもって、直ちに、その後において新たな借入金債務の発生が見込まれなくなったとはいえず、平成21年最高裁判決の判示する「特段の事情」は認められない。

- (4) 次に、上記(2)②について検討するに、確かに、本件和解契約によれば、被控訴人は、控訴人に対し、約8年間にわたり、毎月5000円ずつ、99回の分割弁済をすることとされているのであるから、本件和解契約締結時の控訴人と被控訴人との間の話合いの内容その他の事情によっては、和解契約としての法的な有効性如何にかかわらず、被控訴人において、もはや控訴人から新たな借入れを受けることができなくなったことを十分に認識し、ひいては過払金充当合意が存在しなくなったと評価する余地もないではないように思われる。しかし、控訴人は、本件和解契約締結の際に、控訴人の担当者が被控訴人との間で、今後の借入れの可能性についてどのような話合いをしたかなど具体的な事実を主張するものではなく、立証もできていない（本件基本契約の合意解約を主張する点については、下記(5)のとおりである。）。

また、控訴人は、上記(3)のとおり、ATM明細書の利用可能額欄が「*」に変わっていることやATMから借入れをすることができなくなったことを被控訴人が認識していたこと、被控訴人が事実として新たな借入れをしなくなり、弁済をするのみであったことなどを指摘するものの、これらを踏まえても、被控訴人において、今後、控訴人からの借入れをすることができない状況がいかなる場合に解除され、いかなる場合に解除されないかが具体的に認識されていたとは認められない。そして、被控訴人本人の供述によれば、本件和解契約締結当時、被控訴人は病気を患って従前の勤務先を退職し、配

偶者の収入等で生活していたとのことである（被控訴人本人尋問67項ないし71項，101項ないし110項）が，被控訴人はこれらの事情を控訴人に告げていないのであるから（被控訴人本人尋問72項，174項），これらの事情を踏まえても，上記の判断が覆ることはない。

そうすると，上記1のように，被控訴人の錯誤により無効である本件和解契約を事実として締結したことは認められるものの，これをもって，平成21年最高裁判決の判示する「特段の事情」を認めることはできない。

(5) なお，控訴人は，本件和解契約締結時に本件基本契約が合意解約になった旨も主張しているものの，本件和解契約締結時に作成された示談書（乙2）には，その旨の記載はない。また，控訴人は，控訴人作成の取引経過（乙1）の平成16年4月30日の欄に，本件基本契約を解約処理した記録が残っているなどと主張するが，飽くまで控訴人内部の記録であり，本件基本契約の解約について被控訴人が合意したことを認めるに足りず，その他にこの事実を認めるに足りる証拠はない。

(6) 以上によれば，被控訴人の過私金返還請求権について，消滅時効が完成したとは認められない。

3 争点3（遅延損害金利率適用の可否）について

前記前提事実(3)カ及び証拠（甲1の(2)，乙1）によれば，別紙「返済遅滞一覧」のうち1ないし8の各「返済期日」欄記載の日が本件基本契約における返済期日であったこと及び控訴人が上記各返済期日の弁済を怠って対応する各「弁済日」欄記載の日に弁済をしたことがそれぞれ認められる。そして，取引履歴（甲1の(2)，乙1）によれば，控訴人は，被控訴人が弁済を遅滞した場合，即座に期限の利益の喪失を主張し一括弁済を求めるのではなく，その遅滞日数分に応じた遅延損害金を受領した扱いにした上，弁済後には，改めて期限の利益を付与していたことがうかがわれ，現に，乙第10号証によれば，別紙「返済遅滞一覧」のうち1ないし8の弁済の際に被控訴人が受領したATM明細書

には、遅滞日数分の遅延損害金が記載されていたことが認められる。

したがって、別紙「返済遅滞一覧」のうち、過払金が生じる以前の弁済である1、2について、約定の返済期日から実際の弁済日までの期間は、遅延損害金の制限利率により充当計算すべきである。

4 争点4（控訴人は悪意の受益者に当たるか）について

(1) 貸金業者である控訴人が利息制限法所定の制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき旧貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、控訴人は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるものというべきである（最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁（以下「平成19年最高裁判決」という。））。

本件において、貸金業者である控訴人は、制限利率を超過する約定利率で被控訴人に対して本件各取引に係る各貸付けを行い、制限超過部分を含む本件各取引に係る各弁済の弁済金を受領している（前記前提事実(2)）ところ、被控訴人は、期限の利益喪失特約の下で、上記各弁済を行っていた（前記前提事実(3)キ）のであり、特段の事情のない限り、被控訴人が自己の自由な意思によって制限超過部分を支払ったものということとはできないと解するのが相当である（最高裁平成18年1月13日第二小法廷判決・民集60巻1号1頁（以下「平成18年最高裁判決」という。）参照）。そして、本件全証拠によっても、平成18年最高裁判決の判示する特段の事情は認めるに足りず、上記制限超過部分の支払は、旧貸金業法43条1項の適用要件を満たすとは認められない。

(2) 控訴人は、本件基本契約の契約書及び個別融資時の明細書を併せれば、旧貸金業法17条の要件を満たしており、返済時に交付する明細書は旧貸金業

法18条1項所定の記載事項が全て記載されていたのであるから、旧貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があった旨主張するとともに、本件各取引のうち本件和解契約が締結されるまでの間の各借入れ及び各弁済について、当該取引ごとに控訴人が被控訴人に発行していた明細書のジャーナル（乙10）を提出する。

しかし、本件各取引において、各借入れの際に被控訴人に交付された書面のうち、平成10年5月25日の借入れ分（乙10の63頁）までは、次回の最低返済額とその返済期日の記載があったにとどまり、個々の貸付けの時点での残元利金について最低返済額を毎月の返済期日に弁済する場合の返済期間、返済金額等の記載（以下「確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載」という。）がなかったのであるから、少なくとも、同日分以前の本件各取引について、控訴人には、平成19年最高裁判決の判示する特段の事情があるということとはできない（平成23年最高裁判決参照）。

他方、平成10年6月29日の借入れ（乙10の65頁）以降、各借入れの際に被控訴人に交付された書面については、返済回数及び最終返済日も記載されるようになったことが認められる。しかし、上記のとおり、そもそも平成10年5月25日以前の借入れについては、確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載のない書面が交付されていたのであるから、旧貸金業法17条の書面の交付の要件を欠き、制限超過部分の受領について旧貸金業法43条1項の適用は認められないにもかかわらず、平成10年6月29日の借入れ以降、各借入れの際に被控訴人に交付された書面における記載は、従前の取引において同項の適用があることを前提とするものであり、正確な充当計算の結果とは異なることから、同日以降に交付された書面についても、被控訴人がその記載を基に返済計画を立てることができず、実質的には、確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載を欠くものというほ

かない。

- (3) そうすると、控訴人が、被控訴人に対し、平成10年6月29日以降は、返済回数及び最終返済日を記載した書面を各借入れの際に交付していたとしても、そのことをもって、平成19年最高裁判決の判示する特段の事情があるということとはできず、控訴人は、過払金の取得について、「悪意の受益者」であると推定されることとなる。

なお、控訴人は、本件和解契約を有効と信じ、被控訴人から和解金の弁済を受けたのであるから、これについて、控訴人が悪意とされる理由はないなどと主張する。しかし、控訴人は、上記のとおり、過払金の取得について法律上の原因がないことを認識していたと推定されるところ、これに加え、控訴人は、上記1で検討したような、本件和解契約が錯誤無効となることを基礎付ける事情を全て把握していたのであるから、控訴人の主張は採用できない。

- (4) したがって、控訴人は民法704条の「悪意の受益者」に当たるものと認められる。

- 5 上記1ないし4を前提に、本件訴訟における当事者の主張内容も勘案し、本件各取引を利息制限法1条1項所定の制限利率に引き直して計算をすると、別紙「過払金計算書」記載のとおり、過払金元金は32万1401円、平成27年8月27日時点での法定利息は17万8764円となる。

第4 結論

以上によれば、被控訴人の請求は、50万0165円及びうち32万1401円に対する平成27年8月28日から支払済みまで年5分の割合による法定利息の支払を求める限度で理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却すべきところ、これと異なり、被控訴人の請求を全部認容した原判決は失当であって、本件控訴の一部は理由があるから、原判決を上記のとおり変更することとして、主文のとおり判決する。なお控訴人は、原審において仮執行免脱宣言を求めている。

たが、事案の性質上相当ではないからこれを付さないこととする。

宮崎地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 藤 田 光 代

裁判官 安 部 利 幸

裁判官 伊 藤 達 也

過払金計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利息計算期間		制限		引		直		計算		過払い利息計算		残元金 (-)は過払 い残元金
				自	至	期間	回数	年率	利率	利息制限 法利率	利息	繰越利息 等(累計)	元金入金 額	利息	利率5%, 円未満四捨五入	
1	H7.7.13	200,000														200,000
2	H7.7.26	100,000		H7.7.13	~	H7.7.25	13	13	18.00%	1,282	1,282					300,000
3	H7.7.26		12,000	H7.7.26	~	H7.7.25			18.00%			10,718				289,282
4	H7.8.13	9,000		H7.7.26	~	H7.8.12	18	18	18.00%	2,567	2,567					298,282
5	H7.8.30		12,000	H7.8.13	~	H7.8.29	17	17	18.00%	2,500		6,933				291,349
6	H7.8.30	4,000		H7.8.30	~	H7.8.29			18.00%							295,349
7	H7.10.1		12,000	H7.8.30	~	H7.9.30	32	32	18.00%	4,660		7,340				288,009
8	H7.10.1	5,000		H7.10.1	~	H7.9.30			18.00%							293,009
9	H7.11.5		12,000	H7.10.1	~	H7.11.4	35	35	18.00%	5,057		6,943				286,066
10	H7.12.10		12,000	H7.11.5	~	H7.12.9	35	35	18.00%	4,937		7,063				279,003
11	H7.12.10	8,000		H7.12.10	~	H7.12.9			18.00%							287,003
12	H8.1.7		12,000	H7.12.10	~	H8.1.6	28	6	22	18.00%	3,960					278,963
13	H8.1.7	5,000		H8.1.7	~	H8.1.6			18.00%							283,963
14	H8.2.10		12,000	H8.1.7	~	H8.2.9	34	34	18.00%	4,748		7,252				276,711
15	H8.2.10	4,000		H8.2.10	~	H8.2.9			18.00%							280,711
16	H8.3.10		15,000	H8.2.10	~	H8.3.9	29	29	18.00%	4,003		10,997				269,714
17	H8.3.10	8,000		H8.3.10	~	H8.3.9			18.00%							277,714
18	H8.4.13		12,000	H8.3.10	~	H8.4.12	34	34	18.00%	4,643		7,357				270,357
19	H8.4.13	5,000		H8.4.13	~	H8.4.12			18.00%							275,357
20	H8.5.11		12,000	H8.4.13	~	H8.5.10	28	28	18.00%	3,791		8,209				267,148
21	H8.5.11	5,000		H8.5.11	~	H8.5.10			18.00%							272,148
22	H8.5.14	100,000		H8.5.11	~	H8.5.13	3	3	18.00%	401		401				372,148
23	H8.5.24	10,000		H8.5.14	~	H8.5.23	10	10	18.00%	1,830	2,231					382,148
24	H8.5.25	20,000		H8.5.24	~	H8.5.24	1	1	18.00%	187	2,418					402,148
25	H8.6.1	15,000		H8.5.25	~	H8.5.31	7	7	18.00%	1,384	3,802					417,148
26	H8.6.15		20,000	H8.6.1	~	H8.6.14	14	14	18.00%	2,872		13,326				403,822
27	H8.7.14	23,000		H8.6.15	~	H8.7.13	29	29	18.00%	5,759	5,759					426,822
28	H8.7.14		20,000	H8.7.14	~	H8.7.13			18.00%			14,241				412,581
29	H8.8.16	30,000		H8.7.14	~	H8.8.15	33	33	18.00%	6,695	6,695					442,581
30	H8.8.16		20,000	H8.8.16	~	H8.8.15			18.00%			13,305				429,276
31	H8.9.15	30,000		H8.8.16	~	H8.9.14	30	30	18.00%	6,333	6,333					459,276
32	H8.9.15		20,000	H8.9.15	~	H8.9.14			18.00%			13,667				445,609
33	H8.10.20		20,000	H8.9.15	~	H8.10.19	35	35	18.00%	7,670		12,330				433,279
34	H8.11.16		20,000	H8.10.20	~	H8.11.15	27	27	18.00%	5,753		14,247				419,032
35	H8.12.23		20,000	H8.11.16	~	H8.12.22	37	37	18.00%	7,625		12,375				406,657
36	H8.12.23	5,000		H8.12.23	~	H8.12.22			18.00%							411,657

過払金計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利息計算期間		制限		引		直		計		過払い利息計算		残元金 (-)は過払い残元金
				自	至	期間	年 日	利率 %	利息 等(累計)	元金入 金額	利息 初日利息	利率5% 円未満四捨五入	利息累計 元金入金額			
37	H9.1.26	30,000		H8.12.23	~	H9.1.25	34	9	25	18.00%	6,897	6,897				441,657
38	H9.1.26		20,000	H9.1.26	~	H9.1.25				18.00%			13,103			428,554
39	H9.3.2	14,000		H9.1.26	~	H9.3.1	35		35	18.00%	7,396	7,396				442,554
40	H9.3.2		20,000	H9.3.2	~	H9.3.1				18.00%			12,604			429,950
41	H9.4.7	10,000		H9.3.2	~	H9.4.6	36		36	18.00%	7,633	7,633				417,583
42	H9.4.7		20,000	H9.4.7	~	H9.4.6				18.00%			12,831			427,583
43	H9.5.11	14,000		H9.4.7	~	H9.5.10	34		34	18.00%	7,169	7,169				414,752
44	H9.5.11		20,000	H9.5.11	~	H9.5.10				18.00%			12,831			428,752
45	H9.6.15	7,000		H9.5.11	~	H9.6.14	35		35	18.00%	7,400	7,400				416,152
46	H9.6.15		20,000	H9.6.15	~	H9.6.14				18.00%			12,600			423,152
47	H9.7.21	8,000		H9.6.15	~	H9.7.20	36		36	18.00%	7,512	7,512				410,664
48	H9.7.21		20,000	H9.7.21	~	H9.7.20				18.00%			12,488			418,664
49	H9.8.21	9,000		H9.7.21	~	H9.8.20	31		31	18.00%	6,400	6,400				405,064
50	H9.8.21		20,000	H9.8.21	~	H9.8.20				18.00%			13,600			414,064
51	H9.9.25	8,000		H9.8.21	~	H9.9.24	35		35	18.00%	7,146	7,146				401,210
52	H9.9.25		20,000	H9.9.25	~	H9.9.24				18.00%			12,854			409,210
53	H9.10.30	7,000		H9.9.25	~	H9.10.29	35		35	18.00%	7,053	7,053				396,273
54	H9.10.30		20,000	H9.10.30	~	H9.10.29				18.00%			12,937			396,273
55	H9.12.2	8,000		H9.10.30	~	H9.12.1	33		33	18.00%	6,562	6,562				403,273
56	H9.12.2		20,000	H9.12.2	~	H9.12.1				18.00%			13,438			389,835
57	H10.1.6	9,000		H9.12.2	~	H10.1.5	35		35	18.00%	6,866	6,866				397,835
58	H10.1.6		20,000	H10.1.6	~	H10.1.5				18.00%			13,134			384,701
59	H10.2.8	8,000		H10.1.6	~	H10.2.7	33		33	18.00%	6,407	6,407				393,701
60	H10.2.8		20,000	H10.2.8	~	H10.2.7				18.00%			13,593			380,108
61	H10.3.15	13,000		H10.2.8	~	H10.3.14	35		35	18.00%	6,698	6,698				388,108
62	H10.3.15		25,000	H10.3.15	~	H10.3.14				18.00%			18,302			369,806
63	H10.4.20	20,000		H10.3.15	~	H10.4.19	36		36	18.00%	6,796	6,796				382,806
64	H10.5.25	20,000		H10.4.20	~	H10.5.24	35		35	18.00%	6,379	6,379				369,602
65	H10.5.25		20,000	H10.5.25	~	H10.5.24				18.00%			13,621			355,981
66	H10.6.29	8,000		H10.5.25	~	H10.6.28	35		35	18.00%	6,403	6,403				370,981
67	H10.6.29		20,000	H10.6.29	~	H10.6.28				18.00%			13,597			357,384
68	H10.8.3	8,000		H10.6.29	~	H10.8.2	35		35	18.00%	6,306	6,306				365,384
69	H10.8.3		20,000	H10.8.3	~	H10.8.2				18.00%			13,694			351,690
70	H10.9.6	8,000		H10.8.3	~	H10.9.5	34		34	18.00%	6,030	6,030				359,690
71	H10.9.6		20,000	H10.9.6	~	H10.9.5				18.00%			13,970			345,720
72	H10.10.12	15,000		H10.9.6	~	H10.10.11	36		36	18.00%	6,279	6,279				353,720
													8,721			344,999

過払金計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利息計算期間		利率	利率制限	返済回数 の目数	返済 期間	直 算		過払い利息計算		残元金 (一)は過払い残元金
				目	至					利息	繰上利息 (累計)	利率	利息 初日利息、利息累計、元金入金額	
73	H10.11.15		17,000	H10.10.12	~	H10.11.14	34	18.00%	34	5,784	11,216		333,783	
74	H10.11.15	8,000		H10.11.15	~	H10.11.14		18.00%					341,783	
75	H10.12.21		15,000	H10.11.15	~	H10.12.20	36	18.00%	36	6,067	8,933		332,850	
76	H10.12.21	2,000		H10.12.21	~	H10.12.20		18.00%					334,850	
77	H11.1.25		21,000	H10.12.21	~	H11.1.24	35	18.00%	35	5,779	15,221		319,629	
78	H11.1.25	9,000		H11.1.25	~	H11.1.24		18.00%					328,629	
79	H11.3.1		20,000	H11.1.25	~	H11.2.28	35	18.00%	35	5,672	14,328		314,301	
80	H11.3.1	7,000		H11.3.1	~	H11.2.28		18.00%					321,301	
81	H11.4.5		20,000	H11.3.1	~	H11.4.4	35	18.00%	35	5,546	14,456		306,846	
82	H11.4.5	8,000		H11.4.5	~	H11.4.4		18.00%					314,846	
83	H11.5.10		15,000	H11.4.5	~	H11.5.9	35	18.00%	35	5,494	9,566		305,280	
84	H11.5.10	3,000		H11.5.10	~	H11.5.9		18.00%					308,280	
85	H11.6.14		20,000	H11.5.10	~	H11.6.13	35	18.00%	35	5,320	14,680		293,600	
86	H11.6.14	8,000		H11.6.14	~	H11.6.13		18.00%					301,600	
87	H11.7.19		20,000	H11.6.14	~	H11.7.18	35	18.00%	35	5,205	14,795		286,805	
88	H11.7.19	7,000		H11.7.19	~	H11.7.18		18.00%					293,805	
89	H11.8.23		20,000	H11.7.19	~	H11.8.22	35	18.00%	35	5,074	14,929		278,876	
90	H11.8.23	8,000		H11.8.23	~	H11.8.22		18.00%					286,876	
91	H11.9.27		20,000	H11.8.23	~	H11.9.26	35	18.00%	35	4,951	15,049		271,827	
92	H11.9.27	8,000		H11.9.27	~	H11.9.26		18.00%					279,827	
93	H11.11.1		20,000	H11.9.27	~	H11.10.31	35	18.00%	35	4,829	15,171		264,656	
94	H11.11.1	8,000		H11.11.1	~	H11.10.31		18.00%					272,656	
95	H11.12.6		20,000	H11.11.1	~	H11.12.5	35	18.00%	35	4,706	15,294		257,362	
96	H12.1.11		20,000	H11.12.6	~	H12.1.10	36	18.00%	26	4,565	15,435		241,927	
97	H12.2.7	15,000		H12.1.11	~	H12.2.6	27	18.00%	27	3,212	3,212		256,927	
98	H12.2.15		20,000	H12.2.7	~	H12.2.14	8	18.00%	8	1,010	15,778		241,149	
99	H12.2.15	8,000		H12.2.15	~	H12.2.14		18.00%					249,149	
100	H12.3.21		15,000	H12.2.15	~	H12.3.20	35	18.00%	35	4,288	10,712		238,437	
101	H12.4.25		20,000	H12.3.21	~	H12.4.24	35	18.00%	35	4,104	15,896		222,541	
102	H12.4.25	11,000		H12.4.25	~	H12.4.24		18.00%					233,541	
103	H12.5.30		20,000	H12.4.25	~	H12.5.29	35	18.00%	35	4,019	15,961		217,560	
104	H12.5.30	8,000		H12.5.30	~	H12.5.29		18.00%					225,560	
105	H12.7.4		15,000	H12.5.30	~	H12.7.3	35	18.00%	35	3,882	11,118		214,442	
106	H12.7.4	2,000		H12.7.4	~	H12.7.3		18.00%					216,442	
107	H12.8.8		20,000	H12.7.4	~	H12.8.7	35	18.00%	35	3,725	16,275		200,167	
108	H12.8.8	8,000		H12.8.8	~	H12.8.7		18.00%					208,167	

過払金計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利息計算期間		期間 日数	平均 日数	利率 %	利息制限 法利率	利息 等(累計)	算		過払い利息計算		残元金 (-)は過払い残元金
				自	至						元金入金 額	利息 率5%,円未満四捨五入	利息 初日利息,利息累計,元金入金額		
109	H12.9.12		20,000	H12.8.8	~	H12.9.11	35	35	18.00%	3,583		16,417			191,750
110	H12.9.12	7,000		H12.9.12	~	H12.9.11			18.00%						198,750
111	H12.10.16		20,000	H12.9.12	~	H12.10.15	34	34	18.00%	3,323		16,677			182,073
112	H12.10.16	9,000		H12.10.16	~	H12.10.15			18.00%						191,073
113	H12.11.20		20,000	H12.10.16	~	H12.11.19	35	35	18.00%	3,288		16,712			174,361
114	H12.11.20	8,000		H12.11.20	~	H12.11.19			18.00%						182,361
115	H12.12.25		15,000	H12.11.20	~	H12.12.24	35	35	18.00%	3,139	3,139				182,361
116	H12.12.25	2,000		H12.12.25	~	H12.12.25	1	1	26.28%	130		11,731			170,630
117	H12.12.26		2,000	H12.12.26	~	H12.12.25			18.00%						172,630
118	H13.1.30		13,000	H12.12.26	~	H13.1.29	35	6	29	18.00%	2,978	10,022			162,608
119	H13.3.5		20,000	H13.1.30	~	H13.3.4	34	34	18.00%	2,726		17,274			145,334
120	H13.3.5	9,000		H13.3.5	~	H13.3.4			18.00%						154,334
121	H13.4.9		13,000	H13.3.5	~	H13.4.8	35	35	18.00%	2,663		10,337			143,997
122	H13.4.9	1,000		H13.4.9	~	H13.4.8			18.00%						144,997
123	H13.5.14		20,000	H13.4.9	~	H13.5.13	35	35	18.00%	2,502		17,498			127,499
124	H13.5.14	8,000		H13.5.14	~	H13.5.13			18.00%						135,499
125	H13.5.18		20,000	H13.5.14	~	H13.6.17	35	35	18.00%	2,338		17,662			117,837
126	H13.5.18	7,000		H13.6.18	~	H13.6.17			18.00%						124,837
127	H13.7.23		15,000	H13.6.18	~	H13.7.22	35	35	18.00%	2,154		12,846			111,991
128	H13.7.23	3,000		H13.7.23	~	H13.7.22			18.00%						114,991
129	H13.8.27		15,000	H13.7.23	~	H13.8.26	35	35	18.00%	1,984		13,016			101,975
130	H13.8.27	3,000		H13.8.27	~	H13.8.26			18.00%						104,975
131	H13.10.1		15,000	H13.8.27	~	H13.9.30	35	35	18.00%	1,811		13,189			91,786
132	H13.10.1	3,000		H13.10.1	~	H13.9.30			18.00%						94,786
133	H13.11.5		15,000	H13.10.1	~	H13.11.4	35	35	18.00%	1,636		13,364			81,422
134	H13.12.9		12,000	H13.11.5	~	H13.12.8	34	34	18.00%	1,365		10,635			70,787
135	H13.12.9	2,000		H13.12.9	~	H13.12.8			18.00%						72,787
136	H14.1.15		15,000	H13.12.9	~	H14.1.14	37	37	18.00%	1,328		13,672			59,115
137	H14.1.15	3,000		H14.1.15	~	H14.1.14			18.00%						62,115
138	H14.2.19			H14.1.15	~	H14.2.18	35	35	18.00%	1,072	1,072				62,115
139	H14.2.20		13,000	H14.2.19	~	H14.2.19	1	1	26.28%	44		11,884			50,231
140	H14.3.27		20,000	H14.2.20	~	H14.3.26	35	35	18.00%	867		19,133			31,098
141	H14.3.27	8,000		H14.3.27	~	H14.3.26			18.00%						39,098
142	H14.5.1		20,000	H14.3.27	~	H14.4.30	35	35	18.00%	674		19,326			19,772
143	H14.5.1	7,000		H14.5.1	~	H14.4.30			18.00%						26,772
144	H14.6.5		15,000	H14.5.1	~	H14.6.4	35	35	18.00%	462		14,536			12,234

過払金計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利息計算期間		期間	利率		平均返済 日数	元金 残高	利息 額	繰上り 利息 等(累計)	過払い利息計算		残元金 (-)は過払 い残元金
				自	至		利率 法	利率 率					利率5%, 円未満四捨五入	初日利息 利息累計 元金入金加	
145	H14.6.5	3,000		H14.6.5	~	H14.6.4	18.00%								15,234
146	H14.7.10	20,000	20,000	H14.6.5	~	H14.7.9	18.00%	35	19,738	262					-4,504
147	H14.7.10	8,000		H14.7.10	~	H14.7.9	18.00%								3,496
148	H14.8.14		20,000	H14.7.10	~	H14.8.13	18.00%	35	19,940	60					-16,444
149	H14.8.14	8,000		H14.8.14	~	H14.8.13									-8,444
150	H14.9.18		13,000	H14.8.14	~	H14.9.17	18.00%	35	13,000						-21,444
151	H14.10.23		20,000	H14.9.18	~	H14.10.22	18.00%	35	20,000						-41,444
152	H14.10.23	8,000		H14.10.23	~	H14.10.22									-33,592
153	H14.11.27		20,000	H14.10.23	~	H14.11.26	18.00%	35	20,000						-53,592
154	H14.11.27	8,000		H14.11.27	~	H14.11.26									-45,756
155	H15.1.7		20,000	H14.11.27	~	H15.1.6	18.00%	41	20,000						-65,756
156	H15.1.7	6,000		H15.1.7	~	H15.1.6									-60,016
157	H15.2.12		20,000	H15.1.7	~	H15.2.11	18.00%	36	20,000						-80,016
158	H15.2.15	7,000		H15.2.12	~	H15.2.14	18.00%	3							-73,348
159	H15.3.20		15,000	H15.2.15	~	H15.3.19	18.00%	33	15,000						-88,348
160	H15.4.25		15,000	H15.3.20	~	H15.4.24	18.00%	36	15,000						-103,348
161	H15.4.27	5,000		H15.4.25	~	H15.4.26	18.00%	2							-99,148
162	H15.5.30		20,000	H15.4.27	~	H15.5.29	18.00%	33	20,000						-119,148
163	H15.5.30	8,000		H15.5.30	~	H15.5.29									-111,599
164	H15.7.4		20,000	H15.5.30	~	H15.7.3	18.00%	35	20,000						-131,599
165	H15.7.11	7,000		H15.7.4	~	H15.7.10	18.00%	7							-125,263
166	H15.8.8		13,000	H15.7.11	~	H15.8.7	18.00%	28	13,000						-138,263
167	H15.8.20	1,000		H15.8.8	~	H15.8.19	18.00%	12							-137,972
168	H15.9.12		13,000	H15.8.20	~	H15.9.11	18.00%	23	13,000						-150,972
169	H15.10.17		15,000	H15.9.12	~	H15.10.16	18.00%	35	15,000						-165,972
170	H15.10.17	4,000		H15.10.17	~	H15.10.16									-163,134
171	H15.11.22		13,000	H15.10.17	~	H15.11.21	18.00%	36	13,000						-176,134
172	H15.12.26		12,000	H15.11.22	~	H15.12.25	18.00%	34	12,000						-188,134
173	H16.2.5		20,000	H15.12.26	~	H16.2.4	18.00%	41	20,000						-208,134
174	H16.3.26		20,000	H16.2.5	~	H16.3.25	18.00%	50	20,000						-228,134
175	H16.4.30	491,931		H16.3.26	~	H16.4.29	18.00%	35	491,931						-720,065
176	H16.4.30	491,931		H16.4.30	~	H16.4.29									-233,401
177	H16.5.6		5,000	H16.4.30	~	H16.5.5	18.00%	6	5,000						-238,401
178	H16.6.7		5,000	H16.5.6	~	H16.6.6	18.00%	32	5,000						-243,401
179	H16.7.5		5,000	H16.6.7	~	H16.7.4	18.00%	28	5,000						-248,401
180	H16.8.12		5,000	H16.7.5	~	H16.8.11	18.00%	38	5,000						-253,401

過払金計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利息制限法		引当金 当日数	利率 %	利息 等(累計)	計算		過払い利息計算		残元金 (-)は過払い 元金
				自	至				元金入金 額	利息 率5%,円未満四捨五入	利息	初日利息,利息累計,元金入金額	
181	H16.9.9		5,000	H16.8.12	~	H16.9.8	28		5,000	-969.29	-0.68	-4,427	-258,401
182	H16.11.15		10,000	H16.9.9	~	H16.11.14	67		10,000	-2,365.15	-1.37	-6,794	-268,401
183	H16.12.18		5,000	H16.11.15	~	H16.12.17	33		5,000	-1,210.00	-0.68	-8,005	-273,401
184	H17.1.6		5,000	H16.12.18	~	H17.1.5	19	5	5,000	-710.16	-0.68	-8,716	-278,401
185	H17.2.5		5,000	H17.1.6	~	H17.2.4	30	30	5,000	-1,144.11	-0.68	-9,861	-283,401
186	H17.3.8		5,000	H17.2.5	~	H17.3.7	31	31	5,000	-1,203.48	-0.68	-11,065	-288,401
187	H17.4.7		5,000	H17.3.8	~	H17.4.6	30	30	5,000	-1,185.21	-0.68	-12,251	-293,401
188	H17.5.8		6,000	H17.4.7	~	H17.5.7	31	31	6,000	-1,245.95	-0.82	-13,498	-299,401
189	H17.7.15		7,000	H17.5.8	~	H17.7.14	68	68	7,000	-2,788.94	-0.96	-16,288	-306,401
190	H17.8.6		5,000	H17.7.15	~	H17.8.5	22	22	5,000	-923.40	-0.68	-17,212	-311,401
191	H17.9.8		5,000	H17.8.6	~	H17.9.7	33	33	5,000	-1,407.70	-0.68	-18,620	-316,401
192	H17.10.20		5,000	H17.9.8	~	H17.10.19	42	42	5,000	-1,820.39	-0.68	-20,441	-321,401
193	H27.8.27			H17.10.20	~	H27.8.26	3,598	732,286		-158,323.01		-178,764	-321,401

返 済 遅 滞 一 覧

	返済期日	弁済日
1	平成12年12月25日	平成12年12月26日
2	平成14年2月19日	平成14年2月20日
3	平成15年1月6日	平成15年1月7日
4	平成15年3月19日	平成15年3月20日
5	平成15年4月24日	平成15年4月25日
6	平成15年11月21日	平成15年11月22日
7	平成16年1月30日	平成16年2月5日
8	平成16年3月11日	平成16年3月26日
9	平成16年8月6日	平成16年8月12日
10	平成16年9月6日	平成16年9月9日
11	平成16年10月6日	平成16年11月15日
12	平成16年12月6日	平成16年12月18日
13	平成17年3月7日	平成17年3月8日
14	平成17年4月6日	平成17年4月7日
15	平成17年5月6日	平成17年5月8日
16	平成17年6月6日	平成17年7月15日
17	平成17年9月6日	平成17年9月8日
18	平成17年10月6日	平成17年10月20日

これは正本である。

平成29年1月20日

宮崎地方裁判所民事第1部

裁判所書記官 中 室 秀 子